青年農業者・新規就農者実態補完調査　就農形態の定義早見表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 就農形態 | 定義 |
| １ | 新規学卒就農者 | (1)各種研修あるいは教育機関（義務教育・高等学校・農業大学校・短期大学・４年制大学及び試験研究機関等の研修）を、令和６年３月に卒業（修了）し、実家で就農した者(2)各種研修あるいは教育機関を卒業後、国内外の農家等で研修を受け、調査時点から起算して過去１年以内で実家に就農した者で「自営農業への従事が主」の者(3)上記の研修あるいは教育機関を卒業（修了）後、農家出身で、実家と同地域で独立した者で「自営農業への従事が主」の者※(1)、(2)、(3)ともに農大研修部卒は含まない |
| ２ | Uターン就農者 | (1)会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去１年以内に実家で就農した者で、「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」となった者(2)会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去１年以内に、実家と同地域で独立した者で「自営農業への従事が主」となった者 |
| ３ | 新規参入就農者 | 新たに農業経営を開始した者のうち、非農家出身者で、「自営農業への従事が主」の者 |
| ４ | 新規雇用就農者 | 調査時点から起算して１年以内に雇用期間の定めのない正規の従業員（１週間の労働時間が３５時間以上）として農業法人等に就職した者（事務職員を除く）※実家が経営する農業法人に就職・就農した者（例：1戸1法人の後継者等）は含まない。 |
| ５ | 就農後定着している者 | 過去５年間に就農した新規学卒就農者、Uターン就農者、新規参入者のうち、調査時点で「自営農業への従事が主」の者 |

　※国の新規就農者数調査に習い年齢制限を撤廃しております。

※青年農業者・新規就農者実態補完調査に係る留意点

１　配偶者の就農形態の取り扱い

配偶者の就農形態の取り扱いについては、以下の表１のとおりとする。

表１　配偶者の就農形態の区分表

|  |  |
| --- | --- |
| 夫の就農形態 | 配偶者(今回)の就農形態 |
| 職歴なし | 職歴あり |
| 新規学卒Ｕターン | ①②新規学卒 | ③④Ｕターン |
| 新規参入 | ⑤新規参入 |

[就農例毎の配偶者の就農形態]

1. 教育機関を卒業→就農：新規学卒就農
2. 教育機関を卒業→家事手伝い→就農：新規学卒就農
3. 他産業に従事後→就農：Ｕターン就農
4. 他産業に従事後→家事手伝い→就農：Ｕターン就農
5. 夫婦ともに新たに経営を開始：新規参入

２　前年度調査時点で調査もれとなっていた者の取り扱いについて

前年度調査時点で調査もれとなっていた者については、該当就農形態に加える。

３　調査時点とはいつ時点のことを言うのか

　　本年度については、令和６年（２０２４年）５月１日時点とする。